

# 埼玉県スポーツ少年団南部ブロック野球部会規約

## 第一章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本会は、埼玉県スポーツ少年団南部ブロック野球部会（以下『県南部ブロック』という。）と称する。

### (事務局)

第 2 条 県南部ブロックの事務局は、委員長指定の場所に置く。

## 第二章 目的および事業

### (目 的)

第 3 条 県南部ブロックは、加盟市町指導者相互の連携強化と指導力の向上に努め且つ各団の育成少年の体位増強とスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツ少年団活動の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 県南部ブロックは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 野球大会及び講習会等の開催。
2. 指導者相互の親睦、交流に関すること。
3. 指導者及び審判員の養成と資質の向上。
4. 県本部、他スポーツ少年団との交流、連絡調整。
5. その他、目的達成に必要な事業。

## 第三章 組 織

### (組 織)

第 5 条 1. 県南部ブロックは、県南部地区、市、町の野球指導者協議会（野球部会）の代表者及びそれに準ずる者を以って組織する。  
2. 次のように事務局を置く。（別紙に基づく）

## 第四章 役 員

### (役 員)

第 6 条 県南部ブロックに次の役員を置く。

委員長	1 名
副委員長	若干名
常任委員	若干名
委 員	若干名
会計監事	2 名
顧 問	若干名
相 談 役	若干名

### (役員を選出)

第 7 条 1. 常任委員は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 各市、町の代表者。
- (2) 市、町より選出された常任委員が委員長に就任された場合は、同地区より1名常任委員を推薦する。

※副ブロック長・事務局長選出された場合も同地区より1名委員を推薦する。

2. 委員は、各市町の代表者が指名した者1名とする。(代表補佐)
3. 委員長、副委員長、会計監事は常任委員の互選により選出する。
4. 審判部長は常任委員兼任とし審判副部長1名を常任委員兼務とする。
5. 事務局員は、各市、町の代表者が推薦し、委員長が任命する。
6. 本会に顧問を置くことができる。
  - (1) 顧問は、常任委員会において承認され委員長が委嘱する。
  - (2) 顧問は、各種委員会に出席し、委員長の要請に応じて発言する事ができる。
7. 本会に相談役を置くことが出来る。
  - (1) 相談役は常任委員会において承認され、委員長が委嘱する。
  - (2) 相談役は委員長の要請に応じて運営委員会等に出席できる。

(役員等の職務)

- 第 8 条
1. 委員長は、県南部ブロックを代表し、会務を総理する。
  2. 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代行する。
  3. 常任委員、委員、事務局員は、会務の企画・立案の執行にあたる。
  4. 会計監事は、会計・経理の監査をおこなう。
  5. 事務局員は、委員会の議事を記録し、必要に応じて会務を補佐する。
  6. 審判部長は、審判部を統括する。

(役員任期)

- 第 9 条
1. 委員長の任期は2年とする。但し、再任は3期6年を限度とする。
  2. 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
  3. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
  4. 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでその職務をおこなう。

(役員解任)

- 第 10 条
1. 役員が出身市町の代表、又は代表代理の任を解かれた時。
  2. 役員として、ふさわしくない言動、行為のあった場合は、委員会の議決を経て解任する事ができる。

## 第五章 会 議

(会 議)

- 第 11 条
1. 県南部ブロックの会議は、常任委員・委員をもって構成され委員長が議長となる。
  2. 会議は、通常委員会・常任委員会・特別委員会とし、委員長が召集しその議長となる。
  3. 委員会は、次の事項を議決する。
    - (1) 毎年度の事業計画及び予算等に関する件。
    - (2) 毎年度の事業報告及び決算等に関する件。
    - (3) 役員選出。(三役)

- (4) 規約等の改廃。
- (5) 指導者の表彰に関する件。
- (6) 役員解任。
- (7) その他。県南部ブロックの業務に関する重要事項。

(議 決)

第12条 会議の議決事項は、常任委員及び委員の出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

## 第六章 運営費及び会計

(運営費)

第13条 県南部ブロックの運営費は、次に掲げるものとする。

1. 会 費
2. 寄 付 金
3. 補助金、助成金
4. その他の収入

(会計担当)

第14条 会計担当は、常任委員会より委員長が推薦し常任委員会で、承認された者が当たる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(会 費)

第16条 会 費

- (1) 各市町は、所属する団数に関係なく、年間一律10,000円を分担金として納入する。
- (2) 各市町は、県南部ブロック大会出場チーム数に12,000円を乗じた金額を納入する。

※年度登録団数表による。

(収支決算)

第17条 収支決算書については、会計監事の監査を受け委員会の承認を得なければならない。

## 第七章 規約の変更

第18条 本規約は、常任委員及び委員の3分の2以上の同意を得なければ、これを変更出来ない。

## 第八章 表 彰

(表 彰)

第19条 県南部ブロックの役員及び指導者で、特に本会の発展に功績があると、常任委員会で認められた者は表彰することが出来る。

## 第九章 旅費規程

(旅費、交通費)

第20条 委員長及び委員長指名の役員

県内出張の場合の交通費は、2,000円。

県外出張の場合の交通費は、4,000円。

宿泊出張の場合は交通費共、実費支給とする。

第十章 補 則

第21条 1. 県南部ブロックの細則についての必要事項は、委員会で別に定める。

2. 県南部ブロックに次の細則を設ける。

(1) 大会運営細則。

(2) 選手細則。

(3) 部会細則。

I スポ少主催大会外の大会(以下他大会と呼ぶ)の関連について

① 他大会と重複しないこと(予備日含む)。

② やむを得ず重複した時は市町代表者を通して部会(所謂三役会議)の承認を得る。

③ ②の場合は所謂レギュラーを部会大会に出場させる。

④ 上記に違反して他大会に出場した時は、常任委員会で協議して、罰則を与える事もある。

(4) 審判部規定。

(5) 慶弔金規定。

・ 役員本人死亡、又は3週間以上の入院加療を要する場合は、

弔慰金 10,000円

見舞金 5,000円

(6) お祝い金。

・ 南部ブロックを代表して関東大会及び全国大会に出場するチームに対して、お祝い金を次の通り支給する。

① 関東大会 20,000円

② 全国大会 50,000円

(7) 合同チーム参加資格。

・ 9名以下の単位団で合同し登録は20名以下とする。

ブロック長が認めるチームで、年間での行事を共にする。

附 則

本規約は、昭和61年11月20日より施行する。

本規約は、昭和63年4月16日に一部改訂する。

本規約は、平成3年4月13日に一部改訂する。

本規約は、平成12年3月25日に一部改訂する。

本規約は、平成14年3月23日に一部改訂する。

本規約は、平成18年3月25日に一部改訂する。

本規約は、平成20年3月15日に一部改訂する。

本規約は、平成27年3月21日に一部改訂する。

本規約は、平成31年3月17日に一部改訂する。

本規約は、令和4年3月12日に一部改訂する。